

# 令和 7 年 香美市議会定例会

## 8 月臨時會議會議錄

令和 7 年 8 月 12 日 開 議

令和 7 年 8 月 12 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 7 年 香美市議会定例会

8 月臨時會議會議錄

令和 7 年 8 月 12 日 火曜日

## 令和7年香美市議会定例会8月臨時会議会議録

招集年月日 令和7年8月12日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 8月12日火曜日（審議期間第1日） 午前 9時30分宣告

### 出席の議員

1番	有光 収三	11番	山崎 晃子
2番	公文 直樹	12番	笛岡 優
3番	中平 麻衣	13番	濱田 百合子
4番	西村 剛治	14番	山崎 龍太郎
5番	西山 潤	15番	利根 健二
6番	森田 雄介	16番	山本 芳男
7番	村田 珠美	17番	山崎 真幹
8番	小松 孝	18番	小松 紀夫
9番	舟谷 千幸		

### 欠席の議員

なし

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

#### 【市長部局】

市長	依光 晃一郎	建設課長	野村 文紀
副市長	村上 真祥	商工観光課長	門脇 正人
総務課長	竹崎 澄人	管財課長	三谷 恵司
企画財政課長	黍原 美貴子	《物部支所》	
税務収納課長	猪野 高廣	支所長	片岡 亮
福祉事務所長	野邑 裕永		

#### 【教育委員会部局】

教育次長兼学校給食センター所長	中山 泰仁	教育振興課長	前田 薫
-----------------	-------	--------	------

#### 【消防部局】

なし

#### 【その他の部局】

なし

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓 幹生	議会事務局書記	横田 恵子
議会事務局書記	入野 美紀		

### 市長提出議案の題目

議案第 55号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第3号）

議案第 56号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

**議員提出議案の題目**

なし

**議事日程**

令和7年香美市議会定例会8月臨時会議議事日程

(審議期間第1日目　日程第1号)

令和7年8月12日（火）午前9時30分開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解について

（2）行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第55号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第56号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**会議録署名議員**

15番、利根健二君、16番、山本芳男君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから、令和7年香美市議会定例会を再開し、8月臨時会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議いたしております。協議結果につきましては、議会運営委員会、舟谷千幸委員長から協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定しました。

### 【審議期間予定表 卷末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、15番、利根健二議員、16番、山本芳男議員を指名します。両名はよろしくお願ひします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第13号及び第14号のとおり報告がありました。

また、監査委員から、例月現金出納検査の結果について報告書が提出されています。

次に、令和7年香美市議会定例会6月定例会議において可決しました、地域の医療機関、介護施設、障害者福祉施設等へのさらなる物価高騰対策を求める意見書、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書及び納得のできる米の安定供給を求める意見書は、衆参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

その他の報告事項につきましては、議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第13号、損害賠償の額の決定及び和解についてから、日程第5、議案第56号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上4件を一括議題とします。

行政の報告及び議案の提案理由の説明を求めます。依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様の御出席をいただき、令和7年香美市議会定例会8月臨時会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

まず最初に、さきの参議院議員選挙におきまして、事務処理の不手際により、複数の有権者の皆様が正しく投票できなかつたという事案が発生いたしました。この場をお借りし、市長として改めて関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

今回発生しました3件につきまして御説明申し上げます。

1つ目は、選挙区と比例代表の投票用紙についての交付誤りです。7月20日の投票日に、第18投票所の佐岡地区公民館におきまして、20人の有権者に対し、選挙区と比例代表の投票用紙を取り違えて交付する事案が発生しました。報道機関への情報提供は、間違いを把握した後、すぐに行っております。

2つ目は、選挙区の投票用紙の二重交付です。第60投票所の浦山公会堂において、投票後、比例区の用紙が1枚多いことが判明しました。1人の選挙人に対し、選挙区の用紙を二重に交付したものと考えられます。報道機関への情報提供は、翌日21日です。

3つ目は、入場券における投票時間の誤記載です。正しくは投票時間を「午前7時から午後5時まで」と記載するところを、誤って「午前7時から午後6時まで」と記載したことにより、物部町別府地区における第59投票所、農林漁業体験実習館において、1人の方が投票できませんでした。報道機関への情報提供は、調査に時間を要したため22日となっております。御指摘いただきました方へは、22日に私自ら御自宅にお伺いし、直接おわびをさせていただきました。また、御指摘いただいた第59投票所、農林漁業体験実習館に加え、調査により第60投票所、浦山公会堂、第64投票所、堂ノ岡公会堂においても、同様の誤りがあることが判明いたしました。7月25日に、今回の投票事務に関する不手際により影響を受けられた4か所の投票所、計127人の方々に対し、おわびの文章をお送りさせていただきました。なお、第60投票所、浦山公会堂の有権者の皆様には、2つ目と3つ目の事案を合わせたおわび文として出させていただいております。

民主主義の根幹たる選挙において、あってはならない事態であると、私自身、重く受け止めております。今後は、さらなる厳正な管理と確認体制の強化に努め、選挙の公平性・信頼性を損なうことのないよう、一層の注意を払ってまいります。誠に申し訳ありませんでした。

それでは改めて、本会議に提案します議案について御説明いたします。

報告第13号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

報告第14号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第55号は、令和7年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。

議案第56号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

以上、報告2件、議案2件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

○議長（小松紀夫君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第13号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 報告13号でお聞きいたします。

この事故は、死角にあったバリケードにバンパーが接触し、ポールが転倒したことによるものだということですけれども、この車の車種は軽四なのかと、それから、接触ですで特に被害はなかったのかとも思いますが、何か公用車に被害はあったのか。それから、この間に事故等の報告が出ていますけれども、これによって保険料の掛金引上げとかはなかったのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課、三谷課長。

○管財課長（三谷恵司君） まず、公用車の車種でございますが、日産のキャラバンになります。公用車の損傷具合につきましては、特に損傷はございません。それから、この事故に起因しての保険料引上げというお話なんですが、そちらにつきましては今のところそういうお話はございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第13号についての質疑を終わります。

次に、報告第14号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 報告第14号でお聞きいたします。

落ちていた石に気づかず接触し、右前タイヤを破損したということですけれども、右前タイヤのパンクですが、タイヤを取り替えたということでしょうか。それと、この車種と、責任割合というのは決められた割合なのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

タイヤがパンクしたことによる取替えに関わる金額に対して、市の責任割合としては20%ということで、この金額が出されております。車種につきましては、普通車のステーションワゴンでございます。この率としては、6月15日にこの事故が発生してございますが、物部森林組合に委託し、6月12日に実際道路の清掃作業をしております。その後、15日に事故が発生した通報を受けて、18日に職員で現地確認をしたんですが、パンクにつながるような大きな落石は確認できなかつたと報告させていただいて、

それによって市の責任割合は20%と保険会社で判断いただいたとお聞きしております。  
以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号についての質疑を終わります。

お諮りします。議会運営委員会からの協議結果報告書のとおり、今臨時会議に提案された議案は、香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第4、議案第55号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 補足説明はございません。よろしくお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 議案書16ページ、2款、1項、5目、11節の電話料についてです。

議案細部説明書によりますと、電話料ではなく通話料が不足していると書いてあるんですけれども、電話料と通話料の違いがちょっとどういうことか。基本料と実際に電話したときの予算という認識は受けるんですけれども、ちょっとこの辺をもう一回説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答え申し上げます。

通話料というのは電話料のことで間違いございません。失礼いたしました。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 同じく議案書16ページの2の1の5の13節と18節ですけれども、議案細部説明書では5ページになります。

施設内のテレビについて、別府自治会との協議により、市が継続設置することとなつたということですけれども、この経緯と、それから、避難所として使われるということですでの、避難の際にはテレビを使用すると思いますけれども、それ以外はどういったことが考えられるのか、頻度をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

別府地区の農林漁業体験実習館は香美市の指定避難所となっておりますので、災害時においてはテレビを情報収集のために必要とするということで、市が負担することになりました。それ以外に農林漁業体験実習館を使用するのは、年に一度か二度の地域の自治会とか会合においてですが、そのときはテレビは必要ございませんので、特に使用頻度という想定はしておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 同じ議案書16ページで、2款、2項、2目、22節です。議案細部説明書は6ページになります。

この補正の必要な理由のところに、当初の想定額を大幅に上回っており、予算不足が生じたということで、その必要とする額も書かれていますけれども、4項目ぐらいあります。その考えられる理由をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 濱田百合子議員の御質問にお答えします。

今年度の還付金増額の要因としまして、1点目は、企業等の法人が、今年度の決算におきまして還付の確定申告となつたことにより、昨年度に予納した法人市民税の還付額が増額となっています。令和6年度は38件で90万6,600円であったものが、令和7年度は現時点で既に29件、299万800円となっております。2点目としまして、個人の上場株式等の配当や譲渡益に課税された、これは特別徴収で課税されていますけれども、その税の確定申告による還付金額が増額となっております。令和6年度におきましては6件で105万804円、令和7年度は現時点で10件、232万1,055円となっております。この6件と10件ですが、1件当たりの処理人数がございまして、月1回税務署で調査等もありますけれども、前年度は6件ですので6回調査に行っておるということで、その合計額が105万804円、本年度は既に10回調査に行っておりまして232万1,055円。令和6年度はその他の住宅を新築した場合の借入れの控除であるとか、医療費控除なんかも含めまして449万723円であったものが、本年度は法人の還付申告と株式配当等の譲渡益の確定申告による2つの要因で、既に531万1,855円となっております。その他、先ほど申しました、住宅の借入れや医療費控除、個人の分も含めますと、現時点で606万3,437円となっておりまして、これから年度末に向けての還付を各担当が想定しまして、今回の補正予算に計上させてもらっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 3の1の1の18節、定額減税補足給付金の事務についても最終盤を迎えているところですが、抜かりなく最後までやってもらいたいと、現場のほうは御苦労さんと言いたいところですけれども、まず最初に、給付期間を9月から10月で想定していますけれども、今後のスケジュールをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 山崎議員の御質問にお答えします。

定額減税補足給付金（不足額給付）の給付事業は、昨年実施しました調整給付金の給付額に不足が生じた方や、青色、白色事業専従者の方々に支給されるものでございます。現在、対象となる方々とその給付金額について再度抽出作業をしておりますけれども、スケジュールとしまして、給付対象者には8月下旬に通知し、9月中旬から振込を開始、11月末には事業完了、12月には国等への報告をして、スケジュールを完了する予定をしております。

なお、8月広報とホームページでお知らせもしておりますけれども、今後も連続して掲載し、支給に関する漏れがないようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

不足額給付1の方は、調整給付をやっているので手続的には不要だと思いますけれども、手続ですね、口座が分かっているからそこへ振り込んでいくことになると思いますけど、そうじゃない不足額給付2の方々の具体的なね、どういう書類を送って申請してもらって口座に入れるか、白色の事業専従者とかに対しては抜かりない事務が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

昨年度に調整給付金の振込をしておりますので、公金受取口座の登録をされている方にはこちらから、計算しまして幾ら分を振込させていただきましたという通知をするようにしております。公金受取口座の分からない方につきましては、申請をしてもらう通知書を送って申請をしてもらい、その口座に振り込むという、昨年度の調整給付金と同様の流れにはなろうかと予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） そこら辺は市でつかめていくと思いますけれども、自ら申請が必要な方というがは、ホームページ等を調べると出ているんですが、実際、転入とか新たに様々なパターンが想定されるので、市として広報とかホームページで啓発していくということですが、そのところはなかなか事務を最後に抜かりなくやることが

大変と思いますけど、最終的には減税の恩恵を受けるようやってもらいたいですが、そこら辺についての見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

取組の早いところにつきましては、7月中旬頃からかな、転入とか転出について、香美市で給付していないかというような調査が来ております。香美市でも転入してきた者につきましては、元の住所地で給付していないかどうかの調査をしておりまして、それは地方税共同機構のシステムでも調査が来たり、こちらから答えたり、双方やり取りを今続けておりますので、転入者につきましても漏れがないようにシステム上でできる、抜かりないようにはしております。

また、白色や青色の専従者につきましても、申告内容によりましてどういった方が対象になるか、もう把握はできておりますので、公金受取口座がなくて期日までに請求がなければ、またこちらから通知を出して、抜かりないようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 同じ議案書16ページで3の1の3の12節 委託料、議案細部説明書では8ページになります。

令和7年10月1日から就労選択支援が創設されると書かれておるわけですけれども、これについての詳細をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） これまで、障害のある方が就労支援サービスを利用する際には、御本人が希望するサービスを選んで直接支援先とコンタクトを取って利用を開始する流れが一般的でした。しかし、合わないサービスを選んだ結果、希望どおりに働けない、就労がなかなか定着しないなどのミスマッチが起こることがあり、また、能力的に一般就労でも活躍できる可能性がある方の場合、一つのサービスや事業所を使い続けることで、新しい道を選択する機会や視野が縮小し、結果的に御本人の可能性を狭めてしまう事態を招くようになりました。こうした課題を解決するために導入されたのが、この就労選択支援という制度になります。障害のある方が、就労先や働き方についてよりよい選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、何かアセスメント用紙があって、それにチェックをしていってというシステムを使うことになるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 就労選択支援事業所でアセスメントをしていただくようになるんですけども、希望される方がいらっしゃった場合、計画相談支援事業所で相談受付をして、就労選択支援事業所で就労アセスメントを実施し、支援対象者の作業能力や意欲などの情報を把握します。計画相談支援事業所で、就労アセスメントの結果からサービス利用計画を作成し、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、また、一般就労事業所へつなぐことになっております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑は。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、このシステム改修費というのは、その就労支援事業所ではないんですか、ちょっとそこが分かりにくいです。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） システム改修の中身ということですね。そちらは、それに対応したメニューを選べるところを作るような内容になっていて、今の障害サービスを使う項目の中に入るようになるかと思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 議案書17ページで伺います。3の3の1の12節、議案細部説明書では10ページになります。

被保護者調査の調査項目の変更や生活扶助基準改定への変更の中身をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） まず、被保護者調査項目変更についてですけれども、毎月、生活保護の実施状況について報告するようになっていまして、その項目の中に、介護療養型医療施設に入所している者という項目があったんですけども、もう令和5年末で介護療養型医療施設が介護医療院に移行するということで、実際にはない項目になっております。その項目を削除することと、その項目が集計の中に入っていましたので、それによって起こるエラーの修正という内容になっております。

生活扶助基準の改定ですが、令和5年度から令和6年度においても臨時の措置として加算があったんですけども、その加算について、令和7年度から令和8年度の臨時特例的対応として、（令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会での検証結果に基づく）令和元年当時の消費実態水準に、世帯人員1人当たり月額1,500円を加算するとともに、加算を行っても従前の基準額から減額となる世帯につきましては従前の基準額を保証するということを、令和7年10月から実施するようになっております。ただし、生活保護受給者のうち、入院患者、介護施設入所者については、食費、光熱費等が現物給付されている状況などを踏まえて、現行の加算額、月額1人当たり1,000円を維持することとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 議案書17ページ、7款、商工費、1項、2目、12節でお聞きいたします。議案細部説明書は11ページです。

全員協議会でも説明がありましたけれども、このシミュレーション委託業務が今後どういったスケジュールで行われるのか、お願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議案細部説明書の別紙として添付しております中でも触れてございますが、令和7年5月に地元説明会を実施したところ、地域の納得が得られませんでしたので、後日、もう一度地元説明会を開催することといたしております。しかし、6月に高知県から国分川水系の洪水浸水想定区域図が公表されたことによって、産業団地の整備計画を踏まえたシミュレーションを実施し、その結果を地元に示す必要があることから、このたび補正予算へ計上いたしました。

補正予算が成立したと仮定いたしまして、浸水想定シミュレーション後は10月から11月に結果が出ると想定しております。その後、地元説明会を開催した上で、地元の理解が得られた場合には県と本市が団地整備に係る協定を締結いたしまして、実施設計及び用地測量等を行う予定でございます。その後、令和8年度から令和9年度にかけて地権者と土地売買の交渉及び契約を順次行いまして、令和10年度頃から造成工事を開始する計画でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 議案書17ページ、7款、1項、2目、13節 地域電子マネーシステム使用料についてお伺いします。

補正額として154万円を見ておりまして、その他の財源として地域電子マネーシステム手数料、同額の154万円となっています。このその他の財源の地域電子マネーシステム手数料について説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

当該地域電子マネーシステム手数料につきましては、利用者が加盟店でkamica（カミカ）マネーによって支払った際に発生いたします、加盟店が負担する決済手数料分0.7%でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） 議案書18ページで伺います。10の6の3の10節で議案細部説明書は14ページになります。

4月に使用不能となった1基があると思うんですけれども、この分が予算には計上されていなくて、5基あるうちの2基は新たに計上するとあります。この1基について、次年度当初予算での対応で特に支障はないのかを伺います。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） 御説明申し上げます。

議案細部説明書の記述が少し分かりにくくなっています申し訳ございません。御質問がありました機器につきましては、既に停止の原因となりました配線の交換修繕を行っております。その際、修繕業者からインバーターの絶縁体に一部損傷があるとの報告を受けておりますけれども、直ちに機能停止に陥る状態ではないと確認されたことから、令和8年度予算での部品交換を予定しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子議員。

○13番（濱田百合子君） そうしましたら、初めの1基はもう修繕できているということですね。

○議長（小松紀夫君） 学校給食センター、中山所長。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お見込みのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかにございませんか。

4番、西村剛治議員。

○4番（西村剛治君） 同じく給食センター費で、議案細部説明書14ページです。

議案細部説明書21ページの市債内訳によりますと、積算根拠で50万円となっています。地方債の限度額がそれに伴って80万円増額となっています。この50万円が80万円に増額となる点について、財源として過疎対策事業債は80万円ではなく50万円ではないかという点、また、この事業費よりも過疎対策事業債が多い理由はなぜか。あと、一般財源をこれによって減額できる理由をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 大変申し訳ございません。市債内訳の積算根拠についての記載がちょっと誤っておりまして、こちらの学校給食施設整備事業債の学校給食センター設備修繕事業の「550×100%」となっていますところが、「825×100%≈800」が正解となります。その下の修繕「550」が「825」で、充当率は100%と間違っていなくて、補正額は「800」で正解です。

事業費より過疎対策事業債が多い理由なんですけれども、先ほど濱田議員が質問されましたように、1基は事前に修繕しております。その1基と今回の2基を合わせた金額で過疎債を計算すると80万円になりますので、そういう仕組みでマイナスになってお

ります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第56号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。教育委員会、中山次長。

○教育次長（中山泰仁君） 補足説明はございません。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明はありません。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今回、報酬改定ということですけれども、この報酬金額は他の自治体と比較してどのような状況なのか、また、今回改定に至った理由等もお聞かせ願えたらと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育委員会、中山次長。

○教育次長（中山泰仁君） 御説明申し上げます。

添付資料にお示ししておりますが、本市を含めました県内11市の中で、報酬額につきましては香美市が最低額となっております。平成18年3月の市制発足以降、この金額が据え置かれたままとなっておりますので、このたび県内他市とのバランス、均衡を図るとともに、その職責に応じた報酬額にするよう改定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て議了しました。

以上をもちまして、8月臨時会議を終了し、令和7年香美市議会定例会を散会します。  
(午前10時14分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議長

署名議員

署名議員

令和 7 年 香 美 市 議 會 定 例 會

8 月 臨 時 會 議 會 議 錄

卷 末 揭 載 文 書

令和7年香美市議会定例会8月臨時会議  
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会議等
第1日	8月12日（火）	本会議 • 審議期間の決定 • 会議録署名議員の指名 • 諸般の報告 • 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

令和7年香美市議会定例会8月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- (1) 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- (2) 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

令和7年香美市議会定例会8月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第55号	令和7年度香美市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	7. 8.12
議案第56号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	7. 8.12